

川崎市職員衛生管理審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号。以下「規則」という。）の規定に基づき、川崎市職員衛生管理審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関する事項について、定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、医師その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

ただし、医師は、産業医2名（区役所担当）、専門医（精神科2名、内科、外科、産婦人科、整形外科）で構成され、産業医については、任期を3年とする。

- 2 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(審査委員会の開催)

第3条 審査委員会は、市長の請求に基づき毎月1回以上開催するものとし、開催に当たっては委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 審査会は専門部会に分けて審議する。第1部会は精神疾患に係る事項、第2部会は結核性疾患及びその他の疾患（精神疾患を除く）に係る事項を審議する。
- 3 審査委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。審査委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、又は意見を聴くことができる。

(審査)

第4条 審査委員会は規則第23条の規定に基づく審査を行い、市長は、審査に基づく意見

を勘案し、必要な措置を講ずるものとする。ただし、市長が特に審査委員会の審査の必要がないと認めたものについては、この限りではない。

2 市長を除く他の任命権者（以下、「他任命権者」という。）の部局に属する職員（市費職員に限る。）のうち長期療養者から他任命権者に規則第21条と同様の報告又は規則第22条と同様の申出があり、規則第23条第2項と同様に他任命権者が審査委員会の意見を聴くときは、前項の規定を準用する。この場合において「市長」とあるのは「他任命権者」と読み替えるものとする。

（提出書類）

第5条 審査委員会は、市長から次の書類の提出を受け、審査を行う。

（1）病状報告書（第1号様式）

（2）診断書（結核性疾患（第2号様式）又は非結核性疾患（第3号様式））

（3）所属の意見（第4号様式）

（4）その他必要資料

2 前条第2項に基づき他任命権者が審査委員会の意見を聴くときは、前項の規定を準用する。

（秘密の保持）

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 審査委員会の庶務は、総務局人事部職員厚生課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるほか、審査委員会の運営等に必要な事項は総務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。